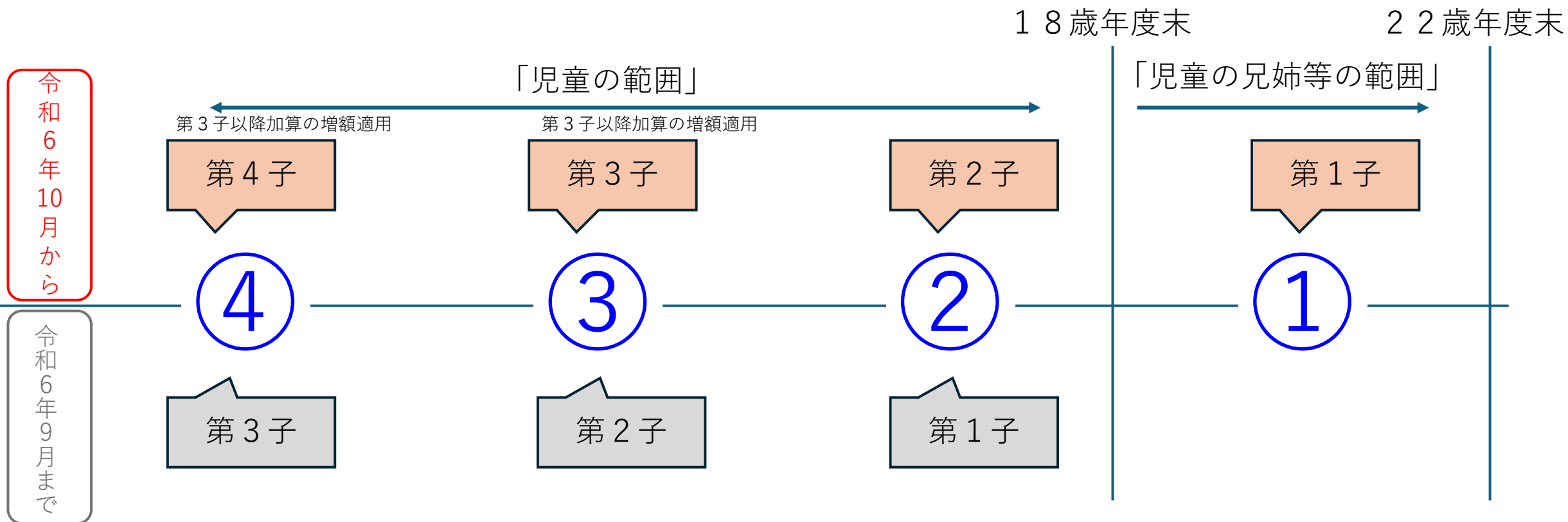


「第3子以降のカウント方法について」



- ・「第3子以降」のカウント対象の年齢の延長
22歳年度末までの間にある子から数えて3人目以降の子の児童手当に「第3子以降加算の増額」が適用されます。
(子供が3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。児童の兄弟等については監護に相当する世話等を行い、その生計費を負担している必要があります。)
- ・児童
18歳に達する以降、最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- ・児童兄弟等
18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間において親等に経済的負担のある子をいいます。